被扶養者承認申請の手引き

認 定 基 準

1． 被扶養者の範囲

（1） 被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫及び弟妹（同居・別居を問いません）

（2） 上記以外で被保険者の三親等以内の親族（同居が条件…例えば妻の父母）

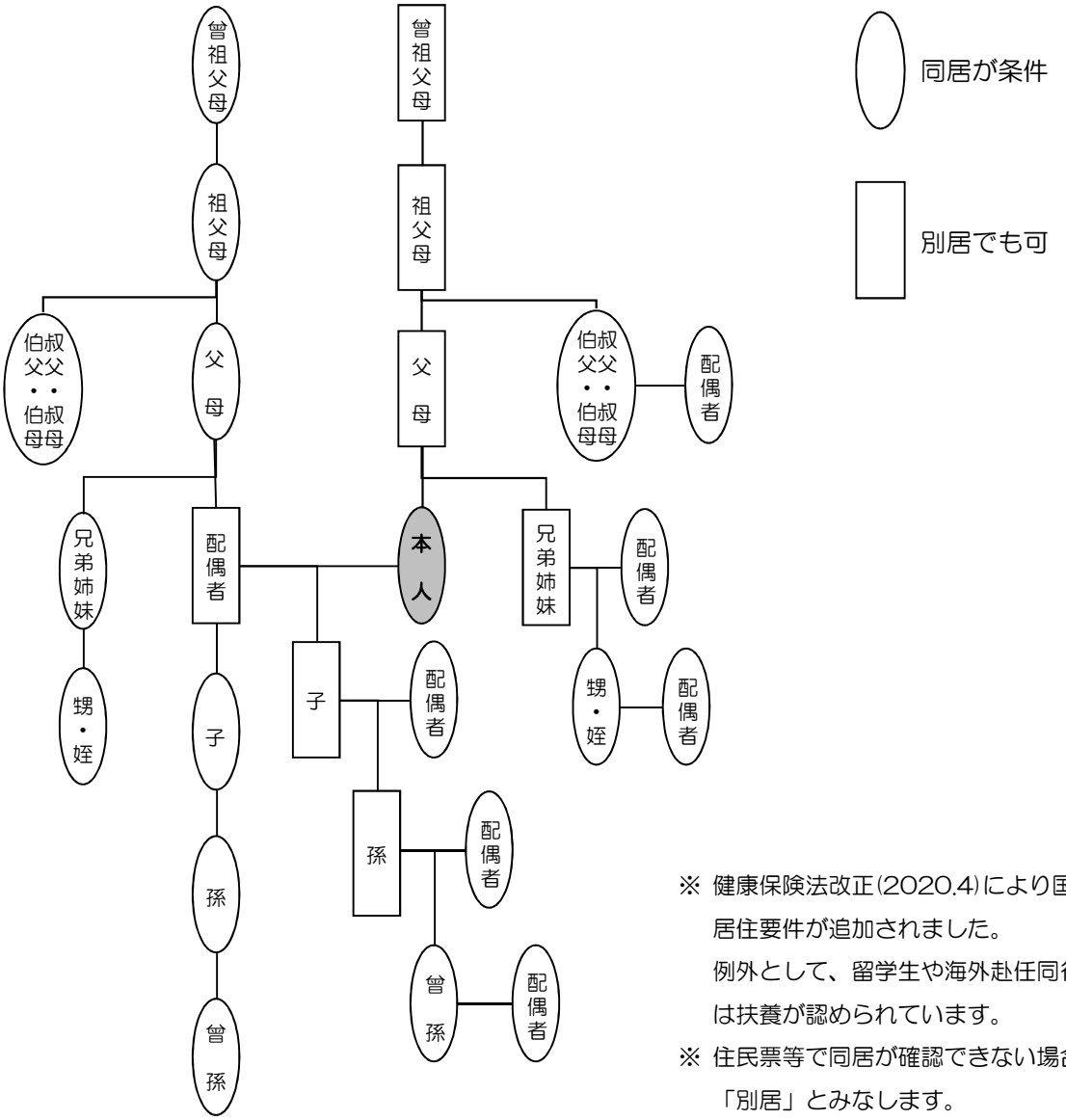

※ 健康保険法改正(2020.4)により国内居住要件が追加されました。
例外として、留学生や海外赴任同行者は扶養が認められています。

※ 住民票等で同居が確認できない場合は「別居」とみなします。

2． 生計維持関係

単に扶養の義務が生じただけでは被扶養者として認められません。被扶養者として申請する家族（申請対象者）の年間収入（税込）が一定水準以下で、日常の生計費の大半（半分以上）が被保険者（申請者）によって支えられていることが必要です。年収基準の厚労省ガイドラインは次のとおりです。

（1） 申請対象者が申請者と同居している場合

申請対象者の年間収入（税込）が130万円未満（ただし、申請対象者が60歳以上である場合または概して障害年金の受給用件に該当する程度の障害者にあっては180万円 未満）であって、かつ申請者の年間収入（税込）の2分の1未満である場合

※ 令和7年10月1日以降、申請対象者が19歳以上23歳未満（12月末時点の年齢）である場合は150万未満（配偶者等除く）

（２） 申請対象者が申請者と同居していない場合

年収基準は（１）に同じ場合で、かつ申請者からの援助額より少ない場合

（申請者からの援助は、原則、申請対象者へ毎月の振込が必要です）

（同居していた被扶養者と別居することになった場合、別居になった月から振込が必要です）

※ 年間収入（税込）は、給与や事業・農業収入のほか配当・利子・地代・家賃・恩給・年金（含む企業年金、遺族年金、個人年金）・雇用保険の失業等給付、傷病手当金 等を含みます。

※ 給与収入のみの場合、労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類において想定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額で判定することも可能。その場合、「「給与収入のみである」旨の申立書」と労働条件通知書等の提出が必要です。

※ 事業収入の場合、収入額から直接的必要経費を差し引いた額で判断します。
（直接的必要経費とは、その費用なしには直ちに事業が成り立たない経費をいいます。接待交際費、減価償却費等は直接的必要経費には該当しません）

※ 雇用保険の失業等給付の受給期間については、基本手当日額が3,611円以下（60歳以上の方および障害年金受給者は5,000円未満）の場合のみ認定の対象とします。

３． 扶養義務者全員との関連

申請対象者の扶養義務者全員の状況にもとづき、扶養の実態・社会通念等を総合的に勘案することになります。

申請対象者	確認事項（例）
父（母）	母（父）・子（申請者の兄弟姉妹）等の状況
兄弟姉妹	配偶者・子（申請対象者の子）、兄弟姉妹（申請者の兄弟姉妹）、両親等の状況
義父（義母）	義母（父）・子（申請者の配偶者の兄弟姉妹）等の状況
その他	ケースに応じた家族の状況

【被扶養者の削除について】

認定基準を満たさなくなった場合、被保険者は速やかに被扶養者の削除手続が必要です。
削除手続が遅れた場合、事由発生日に遡って削除され医療費等の返還が必要になることがあります。

収入基準については、1～12月ではなく今後1年間（12ヶ月）の見込みで判断しますので、以下のような場合は速やかに削除手続が必要です。

例① 65歳到達に伴い、10月から公的年金（年金額180万円 ＝ 偶数月に30万円）の受給が始まった。
1～12月では60万円ですが、今後1年間の見込みは180万円となり収入基準を超過します。

例② 6ヶ月の期間限定で月20万円の仕事をすることになった。
6ヶ月間の総収入は120万円ですが、年収240万円（20万円×12ヶ月）に相当する収入が発生する
6ヶ月間は被扶養者の要件を満たしません。

例③ 無職であったが事業を始めた。（事業収入等が発生）
今後1年間の収入見込みが収入基準を満たしていることを確認できません。

例④ 子が被扶養者の場合で、「被保険者の収入 ＜ 配偶者の収入」となった。
両親共に収入がある場合、子は人数にかかわらず収入の多い方の被扶養者となります。

必 要 書 類

1．配偶者の申請

	結婚した場合	配偶者の年収が基準内	配偶者が退職した場合	備考
基本的な書類	A・B・C・K	A・B・C	A・B・C・H・I	
年収の確認	D	D	D（給与以外の収入がある場合）	
別居の場合	F	F	F	単身赴任の場合は不要

※ 申請対象者の年収基準は「認定基準 2.生計維持関係」をご参照ください。

【注意】 国民年金第3号被保険者届は、認定後に健保より送付される「健康保険資格証明書」を添付して会社へ提出してください。

2．子の申請

	配偶者がりそな健保の被保険者・被扶養者の場合	配偶者が他健保の場合	配偶者がいない場合（離別・死去等）	備考
基本的な書類	A・B・C	A・B・C	A・B・C	
配偶者の年収確認 ※	（Bに記号番号を補記）	D	―	
子（18歳以上）の年収確認	DまたはE	DまたはE	DまたはE	
子の別居（学生除く）	F	F	F	
子が退職した場合	H・I	H・I	H・I	無収入になる場合、Dは不要
離婚に伴い扶養する場合	―	―	G・J	

※ 両親共に収入がある場合、子は収入の多い方の被扶養者となります。

3．上記以外の申請

	対象者の年収が基準内	対象者が退職した場合	備考
基本的な書類	A・B・C	A・B・C・H・I	
対象者の年収確認	D	D（給与以外の収入がある場合）	
申請対象者が別居	F	F	

提出書類一覧

	提出書類および内容	
A	被扶養者追加届	書式はホームページ／申請書ダウンロードにあります（個人番号の記入が必要です）
B	被扶養者現況届	書式はホームページ／申請書ダウンロードにあります
C	住民票	発行後3ヵ月以内、世帯全員が記載されたもの（続柄、住民票住所、同居・別居等の確認） ※住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄本も必要です
D	無収入の方	所得証明書（直近分の写し）（収入が無いことの証明になります）
	給与収入の方（右のいずれか）	前年の給与収入が分かるもの（源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書等の写し） ※勤務形態に変更があった場合は雇用契約書（写）＋「J」 ※給与収入のみで、労働条件通知書等での認定を希望する場合は、同書類と併せて 「「給与収入のみである」旨の申立書」（申請書ダウンロード）も必要です
	事業収入の方	確定申告書（原則直近３年分の写し、収支内訳書含む）
	年金収入の方	自宅に郵送されているハガキサイズの年金額改定通知書（写）、年金支払通知書（写）等
	その他の収入がある方	所得証明書（直近分の写し）等
E	学生証（在学証明書）	有効期限も確認しますので、必要に応じて裏面もコピーしてください
F	仕送りの確認資料	振込領収書・預金通帳の写しなど、送り手・受け手の分かる資料 ※ 手渡しや物品など送金が確認できない場合は、扶養の認定ができません。 ※ 施設入居等の場合は不要ですので、現況届にその旨ご記入ください。
G	離婚が確認できるもの	戸籍謄（抄）本、離婚届受理証明書（写）、離婚調停関連書類（写）等
H	退職が確認できるもの	退職証明書、健康保険資格喪失証明書または離職票①
I	雇用保険を受給する場合	雇用保険に関する誓約書（書式はA欄ご参照）、雇用保険受給資格者証（写）＊ ＊待期期間、給付制限期間が印字されているもの（全頁の写し）を提出してください。 （まだ、ハローワークの手続きをされていない場合は追送してください）
	受給が終了した場合	雇用保険受給資格者証（写）（支給終了が印字されているもの）
	受給しない（延長する）場合	雇用保険に関する誓約書（書式はA欄ご参照）
J	資格喪失の確認	旧健康保険の資格喪失証明書
K	婚姻の確認	戸籍謄（抄）本、婚姻届受理証明書（写）等

※上記以外の資料が必要な場合がありますので、ご協力をお願いします。

4．留意点

・被扶養者の資格取得は当健保の認定日以降です。認定されるまでは、現在の健康保険の資格を継続してください。

・事由発生から１ヵ月以内に必要書類が到着していない場合は、遡及して認定することはできませんのでご注意ください。

・必要書類が揃っていない状態で提出された場合、原則返却させていただきます。

・ご不明な点は、お気軽にお問合せください。　　りそな健康保険組合　TEL06-6268-1987

（2024.11）